

三島市社会福祉協議会車いす移動車両貸出要領

制定 平成 13 年 9 月 1 日

改正 平成 14 年 6 月 1 日

平成 15 年 5 月 7 日

平成 30 年 10 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、三島市在住の車椅子使用者及び三島市に本部住所を有する福祉団体等に対して福祉車両を貸出すことにより、車椅子使用者の社会復帰と社会参加の促進を図り、障害者の福祉増進と地域福祉活動の推進に寄与することを目的とし、社会福祉法人三島市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の所有する第 2 条に掲げる車両の貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出車両)

第 2 条 貸出す車両は次のとおりとする。

車種 スズキ株式会社 エブリィ 軽自動車 車いす移動車

登録番号 伊豆 880 あ 610

(利用の申請)

第 3 条 貸出しを受けようとする者は、使用日の 7 日前までに福祉車両使用申請書(様式第 1 号)を本会会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

(使用の決定)

第 4 条 会長は、申請書の提出があったときはこれを審査し、適当と認めるときは申請者に通知するものとする。ただし、下記の各号の一に該当する場合は、使用(貸出)を認めないものとする。

- (1) 道路運転法等、関係法令に抵触する恐れがあると認められる場合。
- (2) 目的外の使用をする恐れがあると認められる場合。
- (3) 介護保険事業所及び居宅介護事業等が運転に関わる恐れがあると認められる場合。

(貸出対象者の範囲)

第 5 条 貸出対象者は、機能回復訓練に参加する者、市内在住の車椅子使用者及び福祉団体等とする。

(貸出範囲)

第 6 条 貸出の範囲は原則として、静岡県内全域を範囲とする。

- (1) 機能回復訓練への参加。
- (2) 公的機関・医療機関へおもむくとき。
- (3) 諸行事に参加するとき。
- (4) 車椅子使用者が移送を必要とするとき。
- (5) その他会長が認めたとき。

(貸出日・時間)

第 7 条 貸出日は、毎週月曜日から日曜日とし、年末年始(12月29日～1月3日)及び車両点検の日は除く。

2 貸出時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、会長が特に認めた場合は、延長することができる。

(運転者)

第8条 福祉車両の運転は利用者において行う。なお、運転手のない場合は本会で相談に応じる。ただし、介護保険事業所及び居宅介護事業所等の関係者が運転に関わることは認めないものとする。

(利用料)

第9条 貸出しは無料とする。ただし、ガソリン代、有料道路料金及び駐車場料金等は利用者の負担とする。

(利用の取消)

第10条 利用者が利用の取消を行うときは、利用日の5日前までに行うものとする。

(車両の受渡し)

第11条 当該車両は本会の指定する日時、場所で行う。

(使用者の注意事項)

第12条 使用者は、次に各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 貸出しを受けた者以外の者に転貸してはならない。
- (2) 営利の目的に使用してはならない
- (3) 貸出しを受けた場合は責任をもって管理し、又は使用しなければならない。
- (4) 運転者は常に安全運転に心掛け、他の模範となるよう努めなければならない。
- (5) 使用後は車内清掃の上指定場所に返納すること。
- (6) 自己が発生した場合は、速やかに社会福祉協議会会長に報告するとともに、その指示に従うこと。
- (7) 使用中、故意又は重大な過失によって人的、物的事故をおこした場合は、速やかに現状に服する等弁償の責任を負うこと。
- (8) 運転中に車両の修繕等を必要とする事態が生じたときは、会長に報告し承諾を得て処理を講ずること。

附 則

この要領は、平成15年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月19日から施行する。